

# 第1章

# 石川県の制度紹介

## 建設業の許可について

### ▶ 建設業を営むには許可が必要です

建設業法は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進するために制定された法律です。

建設業を営むには、この法律により大臣又は知事の許可を受けなければなりません。

### ▶ 建設業許可の例外

このように建設業を営むには許可が必要ですが、「小規模な工事」のみを請け負う場合は必ずしも許可を受けなくてもよいこととされています。

「小規模な工事」とは建築一式工事では1件1,500万円未満の工事（消費税込）又は延べ面積150㎡未満の木造住宅工事、それ以外の工事では、1件500万円未満の工事（消費税込）をいいます。

### ▶ 建設業許可の種類と区分について

#### （1）大臣許可と知事許可について

- ・大臣許可：2つ以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業する場合は国土交通大臣の許可を受けなければなりません。

【問い合わせ・提出窓口】国土交通省北陸地方整備局建政部

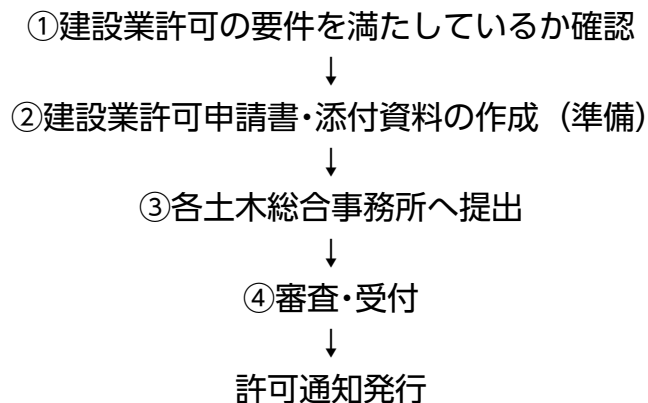
- ・知事許可：石川県内にのみ営業所を設けて営業しようとする場合はすべて石川県知事許可申請となります。

※石川県知事許可を申請の方は次のページをご覧ください。

#### （2）特定建設業と一般建設業について

- ・特定建設業：発注者から直接請け負った建設工事1件につき、その下請代金の合計額が建築一式工事にあっては8,000万円（消費税込）、建築一式以外の工事にあっては5,000万円（消費税込）以上となる下請契約を締結して建設工事を施工するときは特定建設業の許可が必要です。
- ・一般建設業：上記の特定建設業に該当する以外の場合には、請負代金の多少にかかわらず一般建設業許可により建設工事を施工することができます。

## 建設業許可申請手続きの流れ（石川県知事許可を取得する業者）



※建設業許可申請、4頁の経営事項審査申請は、電子申請も可能です。

### ①許可取得の主な要件（詳しくは「建設業の許可申請のしおり」参照）

- ・適正に経營業務を行うことができる体制を有する者であること
- ・適切な社会保険に加入している者であること
- ・専任の技術者を有していること
- ・請負契約に関して誠実性を有していること
- ・請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること
- ・欠格要件（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、暴力団員など）に該当しないこと

### ②許可申請書・添付資料（詳しくは「建設業の許可申請のしおり」参照）

- ・許可申請書様式（県監理課ホームページからダウンロード可能）  
（注）・納税証明書：県税事務所で取得
    - ・登記されていないことの証明書：金沢地方法務局で取得
    - ・身分証明書：本籍地の市区町村で取得
- など、監理課ホームページから取得できない書類が必要となる場合があります。

### ③各土木総合事務所へ提出（詳しくは「建設業の許可申請のしおり」参照）

- ・南加賀土木総合事務所 TEL 0761-21-3333
- ・石川土木総合事務所 TEL 076-272-1188
- ・県央土木総合事務所 TEL 076-239-3901
- ・中能登土木総合事務所 TEL 0767-52-5100
- ・奥能登土木総合事務所 TEL 0768-22-0567

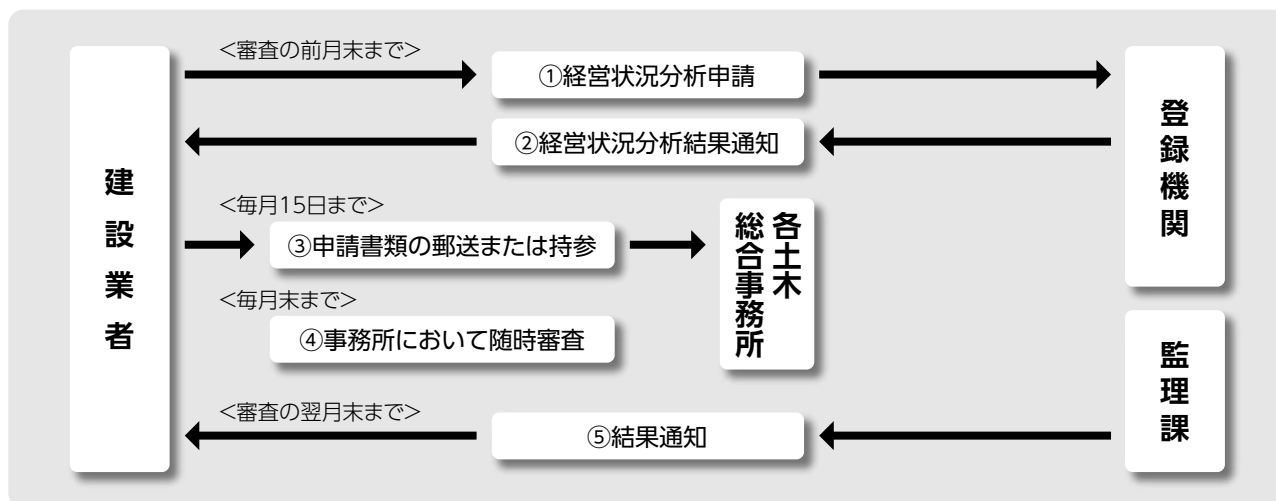
### ④審査・受付

- ・申請書類に不備や不足等がある場合は、修正が完了するまで受付できません。
- ・許可通知には、土木総合事務所での受付後30日程度を要します。  
（注）許可が必要となる日から逆算して申請する必要があります。

## 経営事項審査について

経営事項審査とは、国、地方公共団体などが発注する公共工事を直接請け負おうとする場合に、建設業許可業者が受けなければならない審査です。また、経営事項審査には有効期間があるため、常時公共工事を受注するためには、有効期間が切れ目なく継続するよう、経営事項審査を受審する必要があります。

### ▶ 経営事項審査申請フロー



### ▶ 審査項目について

#### 【県が行う審査】

- ・ 経営規模（工事種別年間平均完成工事高、自己資本額、利益額）
- ・ 技術力（工事種別技術職員数、元請完成工事高）
- ・ その他の審査項目（営業継続、建設機械の保有等の状況、担い手の育成及び確保に関する取組）

#### 【登録分析機関が行う審査】

- ・ 経営状況（純支払利息比率、売上高経常利益率、自己資本比率等）

### ▶ 審査窓口・問い合わせ先

#### 【知事許可業者】

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| ・ 南加賀土木総合事務所庶務課 | TEL 0761-21-3333 |
| ・ 石川土木総合事務所庶務課  | TEL 076-272-1188 |
| ・ 県央土木総合事務所庶務課  | TEL 076-239-3901 |
| ・ 中能登土木総合事務所庶務課 | TEL 0767-52-5100 |
| ・ 奥能登土木総合事務所庶務課 | TEL 0768-22-0567 |

#### 【大臣許可業者】

- |              |                  |
|--------------|------------------|
| ・ 北陸地方整備局建政部 | TEL 025-370-6571 |
|--------------|------------------|

## 入札参加資格について

### ▶ 競争入札参加資格（指名願）とは

石川県では、地方自治法の規定に基づき、県が発注する建設工事等の競争入札に参加するために必要な資格等（競争入札参加資格）を定めています。

石川県が発注する建設工事の競争入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格を取得し、有資格者となる必要があります。

### ▶ 競争入札参加資格の申請に必要な要件

以下の全てに該当する者であることが必要です。

- (1) 建設業許可を有し、かつ、経営事項審査の総合評定値の通知を受けている者
- (2) 社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入している者  
※ 法律により各保険の適用が除外されている場合は加入する必要はありません。
- (3) 県税（個人県民税を除く。）及び消費税の未納がない者
- (4) 地方自治法施行令第167条の4に定める破産者等でない者

### ▶ 申請の手続き

定期申請（2年に1度）と随時申請があり、申請受付期間中に、インターネットからの電子申請と必要書類（納税証明書等）の送付を行っていただく必要があります。

詳細については、石川県土木部監理課ホームページに掲載しています。

〈石川県土木部監理課ホームページ〉

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/index.html>

### ▶ 入札参加資格の格付けについて

入札参加資格の審査の結果、経営事項審査の点数（客観点数）と県独自の審査項目に基づく点数（主観点数）を合計した総合点数に基づき等級の決定を行い（格付け）、石川県の有資格者名簿へ登載されます。

石川県が建設工事を発注する際は、原則として、発注予定金額に対応する等級の有資格者に対して発注することとしています。

### 〈等級及び発注予定金額の例〉

（土木一式）

| 等級 | 総合点数   |        | 発注予定金額     |            |
|----|--------|--------|------------|------------|
| A  | 850 以上 |        | 3,000 万円以上 |            |
| B  | 760 以上 | 850 未満 | 1,500 万円以上 | 3,000 万円未満 |
| C  | 680 以上 | 760 未満 | 500 万円以上   | 1,500 万円未満 |
| D  |        | 680 未満 |            | 500 万円未満   |

## 主観点数（主観的事項審査）制度について

### ▶ 主観点数とは

国が定めた基準である経営事項審査（客観点数）の点数だけでは計れない災害復旧や雇用など地域経済への貢献のほか、技術力向上や社会貢献に熱心な地元の建設企業を適切に評価する仕組みとして、県独自の審査項目により加点又は減点を行う制度です。

経営事項審査に基づく点数（客観点数）と県独自の審査項目に基づく点数（主観点数）を合計した総合点数により、有資格者の格付けを行います。

### ▶ 審査対象項目（令和7年度）

| 区 分   | 評価項目         | 評価点数             |
|-------|--------------|------------------|
| 技 術 力 | 工事成績         | △25点～100点        |
|       | 優良工事表彰       | 知事20点、部長10点      |
|       | ISO9001の認証   | 5点               |
|       | 契約後 VE 提案    | 15点              |
| 社 会 性 | ISO14001の認証等 | 5点               |
|       | 災害協定の締結      | 県協会10点、地区協会等5点   |
|       | 次世代育成雇用環境    | 10点              |
|       | 障害者の雇用       | 10点              |
|       | 新分野進出        | 10点              |
|       | 社会的取組み（13項目） | 1項目5点（最大で5項目25点） |
| そ の 他 | 指名停止、営業停止    | 処分期間に応じて減点する     |

### ▶ 申請の手続き

主観的事項審査の申請受付は例年2月頃に行っており、申請項目に関する証明書等の必要書類を提出する必要があります。

詳細については、石川県土木部監理課ホームページに掲載しています。

〈石川県土木部監理課ホームページ〉

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/index.html>

## 石川県の入札制度について

### ▶ 電子入札の実施

石川県では、平成26年6月より、建設工事等の競争入札について、電子証明書（ＩＣカード）を用いた電子入札を全面実施しており、入札に参加するためには、電子入札システムに対応した環境を整備する必要があります。

工事の発注見通し、入札公告及び入札結果についても、入札情報システムを通じ、インターネット上で公表しています。

電子入札等については、「石川県 CALS/EC ホームページ」をご参照ください。

〈石川県 CALS/EC ホームページ〉

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/cals-ec/cals-ec.html>

### ▶ 入札の方法

#### （１）一般競争入札

##### ①一般競争入札とは

契約に関する公告を行い、一定の要件を満たす不特定多数の者を入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する方法です。

##### ②対象となる工事

予定価格3千万円以上の工事

##### ③入札参加の要件

石川県の建設工事に関する入札参加資格を有する者であるほか、入札参加者の施工能力を担保するため、営業所の所在地、平均完成工事高及び施工実績等の要件を個別の案件ごとに設定しています。

##### ④落札者の決定

入札参加者が不特定多数の者にわたることから、工事の品質を確保するため、価格と価格以外の要素（企業の技術力等）の評価により落札者を決定する総合評価方式を実施しています。

#### （２）指名競争入札

##### ①指名競争入札とは

資力、信用その他について、適当と認められる特定多数の競争参加者を選んで、入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する方法です。

##### ②対象となる工事

予定価格400万円超3千万円未満の工事

##### ③指名者の選定

石川県の建設工事に関する入札参加資格を有する者の中から、営業所の所在地や施工実績等を考慮して、十分な施工能力があると考えられる者を県が選定します。

##### ④落札者の決定

最低制限価格以上予定価格以下の範囲内で、最も低い価格をもって入札した者を落札者としています。

## 総合評価方式

工事の品質確保を目的として、価格と価格以外の要素（企業の技術力等）を考慮した総合的な評価値が最も高い者を落札者とする方式であり、石川県では、一般競争入札の対象となる工事において、以下により実施しています。

### 〈評価区分〉

#### ①提案型

施工上の課題に対する技術提案と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する方法です。

#### ②評価Ⅰ型

施工上の課題に対する技術提案、企業や配置予定技術者の技術力、地域貢献度、地域精通度、施工体制等と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する方法です。

#### ③評価Ⅱ型

簡易な提案、企業や配置予定技術者の技術力、地域貢献度、地域精通度、施工体制等と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する方法です。

#### ④評価簡易型（大規模災害発生時のみ）

企業や配置予定技術者の技術力、地域貢献度、地域精通度、施工体制等と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する方法です。

### 〈評価値の算出式〉

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点（＝基礎点（100点）＋加算点）}}{\text{入札価格}}$$

- ・基礎点：入札参加要件を満たす者が有する、当該工事を施工するための最低限の技術力に対する評価
- ・加算点：当該工事に関する技術提案、災害協力及び施工実績など、個々の入札参加者の技術力等に対する評価、施工体制の評価

### 〈加算点の評価基準（令和7年度）〉

|       | 技術提案  |       | 企業の技術力  |      |      |        | 配置予定技術者の技術力 |        |           | 地域貢献度 |      | 地域精通度   | 施工体制の評価 | 不正行為<br>指名停止<br>(談合等) | 合計点<br>(満点)    |
|-------|-------|-------|---------|------|------|--------|-------------|--------|-----------|-------|------|---------|---------|-----------------------|----------------|
|       | 技術提案  | 簡易な提案 | 同種工事の実績 | 工事成績 | 優良工事 | ISO認証等 | 同種工事の実績     | 技術者の資格 | CPD(継続学習) | 災害活動  | 除雪協力 | 営業所の所在地 |         |                       |                |
| 提案型   | 20～50 |       |         |      |      |        |             |        |           |       |      |         | 30      | ▲2                    | 50～80          |
| 評価Ⅰ型  | 10    |       | (2)     | 4    | 1    | 1      | 1           |        | 0.5       | 2     | 1    | 3       | 30      | ▲2                    | 53.5<br>(55.5) |
| 評価Ⅱ型  |       | 5     | (2)     | 4    | 1    | 1      | (1)         | 0.5    | 0.5       | 2     | 1    | 3       | 30      | ▲2                    | 48<br>(51)     |
| 評価簡易型 |       |       | (2)     | 4    | 1    | 1      | (1)         |        | 0.5       | 2     | 1    | 3       | 30      | ▲2                    | 42.5<br>(45.5) |

注（ ）は特に技術力を要する工事のみに設定

## 建設業サポートデスク

建設業の抱える課題に対して、ワンストップで相談に対応し、内容に応じて各種支援制度を紹介します。

### ●●●●●●●●●● 総合相談窓口 ●●●●●●●●●●

#### ▶ 対象となる方

県内建設業者

#### ▶ 支援内容

- ・ 建設業者の先進的な取り組み事例や県の支援制度などの紹介
- ・ 建設業者が支援制度を活用することとなった場合の当該機関への斡旋
- ・ 元請下請間のトラブル解決のためのアドバイス及び関係機関の紹介

#### ▶ 利用方法

- ・ 下記の「問い合わせ先」までご連絡ください。

※簡単な質問や窓口に出向く時間がとれない方については、Eメールでの相談も受付けています。

メールアドレス：kensetsu@pref.ishikawa.lg.jp

#### ■問い合わせ先

##### ○建設業サポートデスク（総合相談窓口）

- |              |                  |                  |
|--------------|------------------|------------------|
| ・ 石川県土木部監理課  | TEL:076-225-1712 | FAX:076-225-1714 |
| ・ 南加賀土木総合事務所 | TEL:0761-21-3333 | FAX:0761-21-7080 |
| ・ 石川土木総合事務所  | TEL:076-272-1188 | FAX:076-272-1870 |
| ・ 県央土木総合事務所  | TEL:076-239-3901 | FAX:076-239-3701 |
| ・ 中能登土木総合事務所 | TEL:0767-52-5100 | FAX:0767-52-5104 |
| ・ 奥能登土木総合事務所 | TEL:0768-22-0567 | FAX:0768-22-2144 |